△ご注意ください!

今年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

とっても カンタン! 医療機関等を受診の際は

マイナンバーカード

をご利用ください



受 付



カードリーダーで **マイナンバーカード**を **保険証**として**登録** できます!



2 本人確認

顔認証または 4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



3 🕏 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の 利用について確認してください。





※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。



お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!



マイナンバーカードを保険証として利用する(マイナ保険証) ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- オンライン申請
 パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの 証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- 医療機関・薬局の受付 (カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う





マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

また、当施設は電子処方箋に対応しているため、直近までのお薬情報を見ることができ、より、 患者さんに寄り添った対応ができます。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- 本年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間(来年12月1日まで)使用可能です。
- 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、 申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療機関・薬局等を受診することが できます。
- マイナ保険証をお使いの場合は、マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認 の上、期限切れにご注意下さい。
 - ※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。



マイナンバーカード の保険証利用につい てもっと知りたい方 はこちら





令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、 **先発医薬品の処方を希望される場合**は、 特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を お願いいたします。
 - 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬 です。
 - ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、 医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
 - 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる 医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品) に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため 皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

